

理事候補者選考ガイドライン

最終改定日：令和 5 年 3 月 15 日

第 1 条 【目的】

本ガイドラインは、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、「Vリーグ機構」という）の役員推薦委員会が、「Vリーグ機構役員推薦委員会規程」に基づき理事候補者をVリーグ機構理事会（以下、「理事会」という）に推薦するにあたり、理事候補者の選考を適正かつ公正に行うため、その選考基準および留意事項等を示すものである。

第 2 条 【理事候補者の選考】

- （1）理事候補者の選考にあたり、役員推薦委員会は次の事項に留意して選考を行う。
 - ①人物本位で選考を行うこと
 - ②ディビジョン（男女を含む）、チーム形態（企業型、クラブチーム型等）および有識者等のバランス並びにダイバーシティに配慮すること
 - ③次世代のVリーグを担う人材を選考すること
 - ④政策の継続性を維持できる人材を選考すること
 - ⑤スポーツ団体ガバナンスコード（スポーツ庁）に配慮して選考すること
- （2）役員推薦委員会は、次の要件を具備する人物を、理事候補者として理事会に推薦する。
 - ①理事会のために時間を割くことができ、実際に活動ができること
 - ②変革に対して前向きに取り組めること
 - ③会社、組織、団体等におけるマネジメント・リーダーとしての実績があること
 - ④Vリーグ機構の将来像を描くことができ、機構全体の発展を推進できること
 - ⑤年度ごとの課題を設定し、進捗管理ができること
 - ⑥各専門分野で高い見識を有し、造詣が深いこと
 - ⑦Vリーグ機構所属チーム、各都道府県バレーボール協会および公益財団法人日本バレーボール協会等の関連団体とのコミュニケーションが取れること

第 3 条 【改正】

本規程の改廃は理事会の決議により、これを行う。

<改定履歴>

平成 30 年 11 月 21 日	平成 30 年 11 月 21 日の理事会にて、リーグ再編成に伴い第 2 条 1 項の「リーグ」を「ディビジョン」に変更した。
令和 2 年 8 月 26 日	令和 2 年 8 月 26 日の理事会にて、第 2 条(1)②に「ダイバーシティ」を加えた。また、新たに留意する点として「スポーツ団体ガバナンスコード（スポーツ庁）に配慮して選考すること」を追加した。
令和 5 年 3 月 15 日	第 3 条の改正手続きを「本ガイドラインの改正は、理事会の過半数をもって

行う」から「本規程の改廃は理事会の決議により、これを行う」に変更した。